

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 配宿準備業務委託仕様書

1. 委託業務名

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 配宿準備業務

2. 業務の目的

第83回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）・第28回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）が宿泊する施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による営業の許可を受けている施設（以下「宿泊施設」という。））の宿泊料金等を把握するため、調査を実施する。また、国スポにおける参加者の宿泊料金について、公益財団法人日本スポーツ協会と協議を行うための宿泊料金原案等を作成する。

3. 業務の履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4. 通則

- （1）本業務を実施するに当たり、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会（以下「委託者」という。）に対し、納期までに委託業務を完了するための業務実施計画書を提出し、詳細に協議を行うものとする。
- （2）本業務の実施に当たっては、別紙「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針」、「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会宿泊基本計画」および「第83回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項」に留意するものとする。
- （3）別途、必要な資料がある場合は、委託者が確認の上、貸与するものとする。

5. 業務の対象区域

本業務に係る調査の対象とする地域は、両大会において配宿が想定される地域とする。ただし、群馬県内については全域とし、県外で配宿が想定される地域がある場合は、委託者と協議の上、決定するものとする。

6. 業務内容

- （1）宿泊料金調査
令和8年9月～10月の営業料金体系（平日・休前日・休日別、部屋タイプ別、1泊2食・1泊朝食・素泊まり別）等を調査し、宿泊料金原案を作成する。
ア 調査対象施設

- (ア) 委託者が貸与する「宿泊施設一覧」の宿泊施設
576 施設（県内 517 施設、茨城県 8 施設、栃木県 28 施設、埼玉県 23 施設）
- (イ) 県外地域（埼玉県行田市、埼玉県加須市、埼玉県羽生市）に所在する宿泊施設
各競技会場からの所要時間が 60 分以内の宿泊施設で、国スポ・全スポ参加者の利用に適した宿泊施設を受託者が選定し、調査対象施設一覧に加えること。
- (ウ) その他県内外に所在する宿泊施設
上記（ア）（イ）以外の各競技会場からの所要時間が 60 分以内の宿泊施設で、国スポ・全スポ参加者の利用に適した宿泊施設があれば、委託者と協議のうえ調査対象施設一覧に加えることができる。

イ 調査項目

- (ア) 宿泊料金（令和 8 年 9 月～10 月の営業料金体系（平日・休前日・休日別、部屋タイプ別、1 泊 2 食・1 泊朝食・素泊まり別））
- (イ) 基本情報（宿泊施設名、代表者名、所在地、連絡先 等）
- (ウ) 施設区分
- (エ) 客室情報（保有客室数・収容人数 等）
- (オ) 食事提供主体（自家調理、テナント、仕出し 等）
- (カ) 提供意向

ウ 調査方法

- (ア) 受託者は、委託者と協議の上、調査要領、調査票、記入要領、調査対象施設一覧およびその他調査に必要な資料を作成する。
- (イ) 受託者は、作成した調査要領、調査票および記入要領等を調査対象施設へ発送し、調査票を回収する。
- (ウ) 調査票の目標回答率を設定し、目標の達成に向け、宿泊施設が回答に要する負担軽減に努めるとともに、その他有効な手段により回答率の向上を図る。

なお、未回答の施設に対しては 1 回以上、電話、F A X、メール等により回答を促す。

エ 調査結果の集計

調査結果に基づき、宿泊料金区分（参考資料 1）及び以下の項目に応じた集計を行う。

- (ア) 宿泊料金区分別の宿泊施設の単一宿泊料金及び収容人数一覧（別紙 1）
- (イ) 宿泊料金区分別の宿泊施設数（別紙 2）
- (ウ) 宿泊料金区分別の収容人数（別紙 3）
- (エ) 市町村別の平均宿泊料金（別紙 4）
- (オ) 旅館、ホテル、ビジネスホテル、民宿等の割合（別紙 5）
- (カ) 宿泊施設提供意向数【R6 年度との比較】（別紙 6）

(2) 第 83 回国民スポーツ大会における宿泊料金原案等の作成

ア 宿泊料金原案の提案

- (ア) 宿泊施設別単一宿泊料金の算定方法（具体的な算出根拠）を提案する。
- (イ) 各宿泊施設と調整を図り、宿泊施設別に適用する単一宿泊料金(案)を作成する。
- (ウ) 上記（1）における調査結果等を踏まえ、以下の区分により宿泊料金原案を提案する。
なお、宿泊料金原案の提案にあたっては、当該料金設定の具体的根拠を示すこと。
 - a 選手・監督
 - b その他大会参加者（都道府県本部役員、競技会役員、競技役員、視察員）
 - c 報道員及びその他大会関係者

- イ その他の提案
 - (ア) 欠食控除の取扱い
 - (イ) 宿泊取消料の取扱い

(3) 宿泊料金の分析

宿泊料金原案の提案にあたり、宿泊料金調査の結果及び先催県の状況を参考としながら、以下の項目について具体的検討及び分析を行う。

- ア 県勢(地理、歴史、交通網、観光動態等)
- イ 先催県の国民スポーツ大会宿泊料金の推移
- ウ 先催5県(佐賀県、滋賀県、青森県、宮崎県、長野県)と比較した宿泊事情(宿泊施設数、観光客数、観光地・温泉地の状況、旅館・ホテル・ビジネスホテル・民宿等の比率)
- エ 消費者物価指数、各種経済指標の推移
- オ 欠食控除(先催県の状況及び課題)
- カ 宿泊取消料(先催県の状況及び課題)
- キ 報道員及びその他大会関係者の宿泊料金等(先催県の状況及び課題)
- ク その他宿泊料金原案の提案にあたり必要な事項

(4) 配宿等における課題解決のための支援についての提案

上記料金調査結果及び先催県における取組事例から、想定される課題を抽出し、配宿等における課題解決のための対応策を提案する。

- ア 宿泊施設充足対策
- イ いわゆる「負け帰り」対策
- ウ 参加区分別、競技区分別の配宿特性を考慮した配宿方法
- エ 全スポ対策
- オ その他参考となる事項の提案

(5) 必要に応じた会議支援

受託者は、委託者から要請があったときには、委託者が設置する宿泊専門委員会及び公益財団法人日本スポーツ協会等との協議で使用する資料((1)～(4)で作成した資料以外で必要と認められるもの)の作成及び説明を行う。

(6) その他の提案

その他、参加者の宿泊対策に関し、提案できるものがあれば提案すること。

7. 協議、打合せ

(1) 開催回数

本業務における打合せは、業務着手時(1回)、中間打合せ(3回)、宿泊施設料金調査報告書納入時(1回)、課題解決及びその他の提案書納入時(1回)の計6回行うものとする。

なお、中間打合せの回数は、受託者と委託者が協議の上、変更できるものとする。

(2) 開催場所

打合せの場所は、群馬県庁を基本とする。

8. 権利義務の譲渡等

受託者は、契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、県準備委員会の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

9. 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、業務全般の管理監督及び委託者との連絡、調整を行う業務担当責任者を置くとともに、当該業務に関し十分な知識・経験を有する者をもって適切に業務を行うこと。
- (2) 本業務の実施に当たっては、群馬県の地域特性を十分に考慮すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に伴い必要な関係行政機関等への届出、許可の申請を行うこと。
- (4) 受託者は、業務の詳細及び当該業務の範囲について、委託者と十分に打合せを行いながら業務を進めること。
- (5) 受託者は、業務の進捗状況に応じて、委託者に随時報告を行うこと。
- (6) 対象となる宿泊施設との折衝において、トラブルの防止に努めるとともに、トラブルが生じた場合は、受託者の責任により対処しなければならない。
- (7) 本業務完了後、受託者の責めに帰すべき事由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正等の措置を行うものとし、これに要した費用はすべて受託者の負担とすること。
- (8) 本業務に関する詳細については、受託者決定後、委託者と受託者との間で締結する委託契約書において定めるものとする。
- (9) 委託者が組織改正を行い、それに伴って名称変更した場合は、名称変更後の組織に契約上の権利、義務が帰属するものとする。

10. 再委託

- (1) 業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に委託者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 業務を第三者に再委託した場合は、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託者に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

11. 著作権等

- (1) 著作権者
ア 受託者が本業務のために作成した各種資料等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規

定する権利を含む)は、委託者に帰属するものとする。

イ 委託者は、これらの制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、受託者は、委託者に対して著作権法に規定する著作者人格権を行使しないことを原則とする。

(2) 権利関係の処理

ア 委託業務の実施により作成される成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

イ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

12. 機密保持

(1) 本業務を実施する上で知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせてはならない。

(3) 成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

13. 成果品の納入

(1) 本業務の成果品は、以下のとおり納入するものとする。

名称	数量	形式	備考
①宿泊施設料金調査報告書 (調査票原本、宿泊料金原案含む)	5部	製本版	A4縦版(A3判折込可) (カラー)
	2枚	データ CD-R(RW) または DVD-R(RW)	マイクロソフト社製 Word・Excel・PowerPoint 等の編集が可能な形式
②課題解決及びその他の提案書	5部	製本版	A4縦版(A3判折込可) (カラー)
	2枚	データ CD-R(RW) または DVD-R(RW)	マイクロソフト社製 Word・Excel・PowerPoint 等の編集が可能な形式

(2) 提出期限

提出物	期限
-----	----

①宿泊施設料金調査報告書 (調査票原本、宿泊料金原案含む)	令和8年11月20日(金)
②課題解決及びその他の提案書	令和9年2月26日(金)

(3) 連絡先及び成果品納入先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 (群馬県庁 25階)

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会事務局
(群馬県地域創生部湯けむり国スポ・全スポぐんま大会局内)

施設調整課 輸送・宿泊係 担当：横山、小林

TEL：027-898-2997

E-mail：kokushisetsu@pref.gunma.lg.jp

14. その他

本仕様書の記載事項に定めのない事項その他業務の実施に係る疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分協議を行ったうえで実施すること。